

被扶養者の認定状況の確認を実施いたします

今年も被扶養者の認定状況の確認を実施いたします。

被扶養者を有する被保険者の皆さまに「被扶養者現況届」を11月上旬に事業主を通じて配付いたします。

お手元に届きましたら、記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、期日までに事業主を通じてご提出ください。



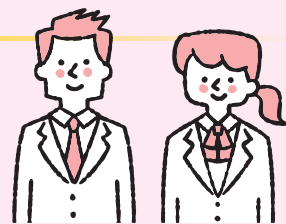
1 認定状況の確認の対象となる方

当健保組合の被扶養者が対象となります。

ただし、次に該当する方を除きます。

- ① 令和7年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方
- ② 平成22年4月2日以降に生まれた方(中学生以下)

なお、すべての被扶養者が上記に該当する場合は、「被扶養者現況届」は送付いたしません。



中学生以下は
対象外

2 収入に関する証明書の簡略化

添付書類を一部簡略にいたします。

- ① 15歳以上の昼間の学生(高校生・大学生・大学院生・専門学生)は、職業の欄に「高校〇年生」「大学〇年生」などと記入することによって、収入に関する証明は必要ありません。
- ② 所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合(パート・フリーター・年金収入者)は、年収欄に収入額を記入することで証明書の添付を省略することができます。ただし、非課税対象となる収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付金など)がある場合には、その支給額のわかる書類を添付していただく場合もございます。

令和7年
10月から

健康保険の扶養認定基準が変わります



被扶養者認定基準について、**19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)**を対象として、年間収入要件が130万円未満から**150万円未満に引き上げ**られます。

対象者	19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く) ※12月31日時点の年齢
収入基準	年収130万円未満 → 150万円未満 (月額12.5万円未満)
適用開始	令和7年10月1日以降の認定から適用

※配偶者や他の年齢層は従来どおり「130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)未満」が基準となります。